

日本ボーイスカウト岐阜県連盟トレーニングチーム規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、日本ボーイスカウト岐阜県連盟規約(以下「規約」という。)第26条及びボーイスカウト日本連盟教育規程(以下「教育規程」という。)8-14及び教育規程施行細則8-14-1に基づき、日本ボーイスカウト岐阜県連盟トレーニングチーム(以下「トレーニングチーム」という。)の任務、構成、運営等に関し必要事項を定めるものとする。

(任 務)

第2条 トレーニングチームの任務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 岐阜県連盟が開設する指導者訓練機関の運営と実施を担当する。
- (2) 指導者訓練の組織、日程、課業及び運営法に関する研究
- (3) 指導者訓練に関する手引書、参考書、書式、教材等の資料の作成及び訓練機材の研究
- (4) 日本連盟の各種訓練に対する協力
- (5) 地区指導者訓練及び地区トレーニングチームに対する支援
- (6) その他指導者訓練に関する事項

(構 成)

第3条 トレーニングチームメンバー(以下「チームメンバー」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) リーダートレーナー(以下「トレーナー」という。)
- (2) 副リーダートレーナー(以下「副トレーナー」という。)
- (3) ウッドバッジ実修所修了者(以下「実修所修了者」という。)

2 トレーニングチームにディレクター1名及び副ディレクター若干名を置く。

(ディレクター)

第4条 ディレクターは、トレーナーまたは、副トレーナーより県コミッショナーが委嘱する。

その任期は2年とし、再任は妨げない。

2 ディレクターは、トレーニングチームを主宰するとともに、特に次の業務を行う。

- ① トレーニングチームの業務の的確な推進
- ② 地区トレーニングチームに対する支援
- ③ チームメンバーの的確な人材の確保と要請
- ④ その他、県コミッショナーより委託された事項の推進

(副ディレクター)

第5条 副ディレクターは、ディレクターの推薦に基づきトレーナー又は副トレーナーより県コミッショナーが委嘱する。その任期は2年とし、再任は妨げない。

2 副ディレクターは、ディレクターを補佐し、その事故ある時又は欠員のときはこれを代理するとともに、ディレクターより分掌された事項を担当する。

(タスクチーム)

第6条 トレーニングチームに、次の任務を主に担当するタスクチームを県コミッショナーの承認を得て編成することができる。

- ① 県連盟が開設する訓練機関の運営及び研究
- ② 各種の訓練関連のプログラム開発などの調査・研究及び資料の作成など

2 タスクチームの構成、選任、委嘱及び任期は、次のとおりとする。

① 構 成	チーフ1名 メンバー若干名
② 選任及び委嘱	チーフ並びメンバーの選任及び委嘱はディレクターが行う。
③ 任 期	委嘱された作業が終了するまで。

(チームメンバーの資格等)

第7条 チームメンバーは、指導者訓練に携わるにふさわしい品性と経験を有する加盟員であつて県連盟の訓練方針に基づく指導者訓練を推進できるだけの奉仕能力を有し、次の基準に該当する者の中から選任する。

- ① 年 齢 26歳以上65歳未満
- ② 研修歴 実修所修了者でトレーニングチーム新人研修修了者
- ③ チームメンバーは、ボイスカウト講習会、ウッドバッジ研修所、トレーニングチーム研究集会に奉仕及び参加するものとする。

(チームメンバーの選任)

第8条 チームメンバーは、前条の資格を有する者の中から、本人及び団委員長の承認を得たのち県コミッショナー、県副コミッショナー、ディレクター、副ディレクター合意のうえ、県コミッショナーが委嘱する。

(チームメンバーの任期等)

第9条 チームメンバーの任期は、委嘱された年の翌々年3月末日までとする。ただし65歳に達する者にあっては、該当年度の末までとする。

- 2 チームメンバーは、自己判断で再任、退任、休務を申し出ることができる。
- 3 休務期間は、2期4年を限度とする。限度を超える場合は退任とする。
- 4 一度退任した者は、その旨ディレクターに申し出て再研修を受けた後、再びチームに復帰できるものとする。

(主任講師等)

第10条 第2条に規定する講習会の主任講師及び研修所の所長の資格・選任については、次のとおりとする。

① 主任講師

トレーナーまたは、副トレーナーの中から、ディレクター、副ディレクター合意の上、県連盟コミッショナーが選任する。

② 所 長

トレーナーまたは、副トレーナーの中から、ディレクター、副ディレクター合意の上、県コミッショナーの承認を得て、日本連盟に申し出る。

附 則

本規則は昭和52年4月1日より施行する。

昭和58年	4月	1日	一部改正
平成 6年	4月	1日	一部改正
平成13年	5月	28日	一部改正
平成16年	2月	15日	一部改正
平成18年	4月	8日	一部改正
平成21年	4月	1日	一部修正
平成23年	6月	5日	一部改訂
平成23年	12月	11日	一部改訂
令和 4年	4月	16日	一部改正

